

# [速報版]

- 委員長（大倉あき子さん） ただいまから文教委員会を開きます。
- 委員長（大倉あき子さん） 初めに休憩を取って、本日の流れを確認したいと思います。
- 委員長（大倉あき子さん） 休憩します。
- 委員長（大倉あき子さん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（大倉あき子さん） 本日の流れにつきましては、１、行政報告、２、次回委員会の日程について、３、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（大倉あき子さん） 市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（大倉あき子さん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（大倉あき子さん） スポーツと文化部報告、本件を議題とします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- スポーツと文化部長（大朝摂子さん） おはようございます。本日、スポーツと文化部から御説明をさせていただきますのは、第42回太宰治賞についてでございます。先日、選考委員会が開かれまして、受賞作が決定をいたしましたので、そのことについての報告でございます。４月から芸術文化課長を兼務しております、平山調整担当部長から御説明をさせていただきます。
- スポーツと文化部調整担当部長（平山 寛さん） お手元の資料、おめくりいただきまして、資料Ⅰを御覧ください。第42回太宰治賞受賞作が決定しましたので、御報告いたします。

番号Ⅰでございますけれども、最終選考についてでございます。令和８年５月８日、お手元に記載の選考委員の皆様４人により、みたか井心亭で開催をしたものでございます。ウのところ、応募数でございますけれども、1,890編で昨年の1,478編に比べて大幅に多くなりました。うち、三鷹市民の応募者数は17編でございます。

大幅に増えた理由について分析は難しいのですが、コロナ禍により、小説を書く方が増えてきたというようなことですか、SNSで発信をするような方、多くなってくる、そういった過程で作品が生まれやすくなっているというような傾向があるのではないかと考えているところでございます。

エの最終候補作品は４作品でございます。さざわさぎさんの「掘削」、こがわゆうじろうさんの「タロー・ジ・エンド」、北野 解さんの「ゴーストフード」、高山春花さんの「プリズム戦士」でございました。

結果でございますけれども、こがわゆうじろうさんの「タロー・ジ・エンド」が受賞となりました。市からの広報でございますけれども、５月８日の決定後に、市のホームページ及びXで公表したところでございます。また、「広報みたか」においては、５月17日発行号でお知らせをしているところでございます。

２番目のその他でございます。贈呈式は６月12日、金曜日、午後６時から如水会館で開催し、受賞者に正賞の記念品及び副賞の賞金100万円を贈呈いたします。文教委員の皆様をはじめ、市議会議員の皆様にも、６月12日の贈呈式の御案内状を筑摩書房からお送りさせていただいております。届いているかというふうに思っております。御出席くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

# [速報版]

○委員長（大倉あき子さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） 今、平山調整担当部長より申し上げました、6月12日の御招待状ですが、今週、火曜日から水曜日ぐらいに投函するやに聞いておりますので、最近、郵便事情が比較的ゆっくりですので、もしかしたらまだお手元に届いていないかもしれませんが、筑摩書房からいつものとおりの招待状をそれぞれの皆様にお届けしておりますので、到着いたしましたら、ぜひ御検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大倉あき子さん） それでは、質疑のある方、お願いします。

○委員（石井れいこさん） おはようございます。この三鷹市民の応募数17編と14編と書いてあるんですけども、例えばどこの自治体が多かったとか、三鷹市はどのくらい、何番目ぐらいだったとかいうことがもし分かれば、教えていただければと思います。

○スポーツと文化部長（平山 寛さん） 恐れ入りますけれども、応募されている方が、どこの地域からどれだけいるのかということは確認できておりませんので、もし確認できそうであれば、確認するようにしたいというふうに思います。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） そういう意味で言いますと、三鷹市が共同主催をしているので、三鷹市のところだけわざわざ拾い出してもらっているというふうにお考えいただければと。統計的に、どこの地域がというふうに載っているというよりは、三鷹市と一緒にやっているの、三鷹の方はというふうに毎年拾ってくれているというふうに考えております。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。あと、応募の周知って、Xと、ホームページと、あとチラシみたいなものも全国的にまいているという認識で合っていますかね。

○スポーツと文化部長（平山 寛さん） こちらは、基本的には筑摩書房のほうのホームページや、関係する紙媒体で応募の御案内をさせていただいております。また、三鷹市のホームページにおいても、募集のホームページを掲載しているような状況でございます。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。三鷹市も主催ということで、特にもっと三鷹市から応募してもらいたいとかいう動きがあるのか、特段、周知をここに力を入れていますみたいなことがあれば、教えていただければと思います。

○スポーツと文化部長（平山 寛さん） もちろん、三鷹市は主催しておりますので、多くの三鷹市民の皆様に応募していただきたいというようなことで、周知活動等をしているところです。太宰 治全般に多くの事業を実施しておりますので、そういった機会も捉えて、作品、太宰賞へ応募というところも、PRについてしっかりとしまいたいというふうに思います。

○委員長（大倉あき子さん） 質疑ある方、いらっしゃいますでしょうか。

○委員（前田まいさん） 1点だけお伺いしたいと思います。今回、応募数が大幅に伸びたということで、選考作業も大変だったんじゃないかなというふうに思うんですけども、改めて選考作業の方法も確認したいというふうに思うのと、今後も伸びることを想定すると、何か対応策ということも考えられていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○スポーツと文化部長（平山 寛さん） この太宰賞につきましては、応募いただいてから、第1次選考、第2次選考、そして最終候補作品というところで、今回のケースで言いますと、3月9日に第1次選考を通過した140編が発表され、3月23日に第2次選考の19編が発表されて、最

# [速報版]

後、最終候補作の4編が3月31日に筑摩書房のホームページのほうで公表されているというような過程を経ております。

選考作業に当たりましては、下読みということで、原稿を筑摩書房の職員さんが選考されていくというようなことをお聞きしているところでございます。編数が多くなりますと、非常に多くの読み手の方、あるいは、その1人の方が読む数が多くなるというようなこともございますので、筑摩書房の中においても、なかなか大変な作業になっているというようなことはお聞きするんですけども、一方、この太宰治賞を主催している中で、世に作家を送り出すという出版社の使命感といいますか、期待している部分もございまして、そこは社内のほうでしっかりと御調整いただいて、御対応いただいているというようなことを聞いているところでございます。

○委員（前田まいさん）      ありがとうございます。今お伺いして、第1次選考から結構短いスパンですごい絞り込んでいるんだなというのがよく分かりましたので、あるいは、場合によっては、募集締切りの時期とかが今後調整できるのかなというふうにも思いました。筑摩さんの頑張りもよく分かりましたので、ありがとうございます。

○委員長（大倉あき子さん）      よろしいでしょうか。

以上でスポーツと文化部報告を終了いたします。

○委員長（大倉あき子さん）      休憩します。

○委員長（大倉あき子さん）      委員会を再開いたします。

○委員長（大倉あき子さん）      教育委員会報告、本件を議題とします。

本件に対する教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局教育部長（高松真也さん）      本日の教育部の御報告、3件でございます。1件目の大学等進学応援金の支給及び2件目の学校図書館の地域開放の拡充につきましては、いずれも本年度の新規の取組についての御報告でございます。3件目の移動図書館（ひまわり号）の夏季熱中症対策についても、御報告を申し上げます。

それぞれ、資料に基づきまして担当より御説明申し上げます。

○学務担当課長（植竹佑樹さん）      おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、資料1、大学等進学応援金の支給について御説明申し上げます。資料に沿って進めさせていただきます。

まず、概要でございます。こちらにつきましては、令和8年度より、大学等に入学した方に対して、世帯の経済状況に応じ、修学に係る経済的負担の軽減を図るため本応援金を支給し、若者の学びを応援するものでございます。

続いて、2番の支給金額でございます。こちらにつきましては、修学に際し一時的にかかる多額の費用の一部を広く助成することを目的といたしまして、支給金額は10万円としております。支給は、1人1回限り、入学年度に限り申請可能とさせていただいております。

資料の3番の支給要件についてです。支給要件につきましては、3の(1)から(4)の全ての要件を満たす方とさせていただいております。まず、(1)でございます。(1)、国が定めた一定の要件を満たした大学、短期大学、専門学校へ進学していることとさせていただいております。具体的には、大学等における修学の支援に関する法律に規定する確認大学等を対象としていますが、修学期間が5年で、入学が中学卒業後となっている高等専門学校は除くものとさせていただいております。

# [速報版]

支給要件の2点目、3の(2)でございます。生計維持者が——主にお父さん、お母さん、父母等を想定しておりますが、三鷹市に令和8年4月1日時点で6か月間居住していること。これは、他自治体の事例を参考とし、設定させていただいているところでございます。

支給要件3の(3)でございます。令和7年中の世帯全員の所得金額が、小・中学生を対象として既に行っており三鷹市就学援助の基準額以下であることとさせていただいております。具体的には、父、母、高校生以上の子2人世帯、合計4人家族の場合、所得のイメージとしては317万円以下を、現状想定しております。御家庭の課税の控除等の状況により若干前後いたしますが、一応イメージとしてお伝えさせていただきます。

最後、(4)番が、次のいずれかに該当していることということで、卒業後の年数のところの要件を示しております。3の(4)のア、イ、ウということでお示ししておりますが、最も多い事例はアであると考えているところでございます。3の(4)のア、高等学校を卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していないこととしております。具体的には、例えば令和8年3月に卒業した場合を想定すると、翌年度の末日が令和9年3月31日、令和9年3月31日から大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していないことということでございますので、具体的に、令和11年4月1日までに入学できていることとしていただいております。

支給要件の(4)のイでございます。これ、同様の事例ということで、高等学校卒業程度認定試験に合格した日の属する年度の翌年度末日から、大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していないこととしております。高卒認定等の試験を受けた方に対する規定となります。

最後、3の(4)のウにつきましては、その他ア・イと同等と認められる場合ということで、例えば外国の学校教育の課程を修了した方などを想定して、ウの規定を設けているところでございます。

続いて、資料1の4のところ、スケジュールについて御説明させていただきます。スケジュールにつきましては、こちらにお示しさせていただいており、4月から既に申請を受付開始しております。現時点で18件の申請を受け付けさせていただいております。今後のスケジュールといたしましては、今月末、5月末に当初申請の締切り。当初申請という形になりますので、6月以降も随時申請受付をさせていただきます。その後、6月から7月の間に、当初申請分の要件審査、8月に当初申請分の支給、9月以降に、6月以降の随時申請、受付分の随時支給をさせていただく予定であります。

最後に、資料にはございませんが、こちらの制度の広報について御案内をさせていただきます。こちらの広報につきましては、現状、三鷹市のホームページ、あと「みたかの教育」4月19日号にて広報を行っているところでございます。今後、三鷹市ホームページのお知らせ欄、最新情報が提供されるパーツになりますけれども、そちらへの掲載、秋頃に「広報みたか」への掲載、その他、三鷹市と包括協定を締結している大学等への周知協力依頼等を、今後進めていく予定でございます。

私どもからの説明は以上でございます。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      よろしく申し上げます。図書館からは、2点ほど御報告がございます。

まず、資料2を御覧ください。1点目、学校図書館の地域開放の拡充についてでございます。学校図書館の地域開放を拡充し、学習スペースとしての活用や、身近な地域での本に親しむ環境整備に向けたモデル校での実施についてでございます。モデル校となる東台小学校と第四中学校との調整が進み、5

# [速報版]

月から実施の運びとなりました。

1の事業概要に記載のとおり、実施日としましては、年末年始、学校行事等を除く毎週土曜日、午前9時30分から午後5時までの開館を予定しております。対象は、在校生と保護者に加え、市民の方全般とします。管理運営につきましては、シルバー人材センターへの委託。開放内容としましては、学校図書館の図書の閲覧、学習スペースとしての活用でスタートをしまして、7月以降、市立図書館の蔵書の予約受付や、貸出し、返却等についても行っていけるように、現在準備をしているところでございます。

スケジュールにつきましては、記載のとおり、先日、16日から東台小学校でスタートをし、今週の土曜日、23日には第四中学校で開始をする予定でございます。

続きまして、2点目、資料3を御覧ください。移動図書館（ひまわり号）の夏季熱中症対策についてでございます。利用者及び従事職員の熱中症対策のため、7月から9月の巡回時間を変更し、滞在時間を短縮して運行をする予定でございます。業務内容についての変更はございません。

3の夏季の巡回時間の変更等を御覧ください。巡回時間のうち、日中の暑い時間帯である、午前10時45分から午後2時45分の間の巡回を取りやめ、各ステーションでの滞在時間を30分から1時間程度に短縮をして運行する予定でございます。

周知につきましては、今後、各スポットでの直接利用者への御案内とともに、各分館、広報、ホームページ等での周知を予定しております。

5番のその他の熱中症対策については、昨年度と同様に、記載のとおり行っているところです。

私からの2点ほどの説明は以上となります。

○委員長（大倉あき子さん） 教育委員会の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（石井れいこさん） よろしくお願ひいたします。大学のやつですけれども、現時点で18件ということでした。おおよその対象人数というのが、想定が大体されているのか、それとも蓋を開けてみなきゃ分からないというふうになっているのか、おおよそがもし想定されていれば、伺えればと思います。

○学務担当課長（植竹佑樹さん） おおむね100件程度の申請を見込んでいるところでございます。今後、広報をしっかりとさせていただくことで、より多くの方に利用していただけるような形がとれればと考えております。

以上です。

○委員（石井れいこさん） かしこまりました。よろしくお願ひします。

あと、修学に係る経済的負担の軽減ということで、それによって子どもたち、若者の学びを応援することなんですけれども、このお金の使われ方というのは、本当におうちの家計を支えるという使われ方になるのか、大学の子どもたちのための何かに使われるのかというのは、特に規定はなく、例えばですけど、これはすごいいい支援なんですけど、親がそれを全部パチンコに使っちゃったとか、そういうことになってしまわないのかなということも想像しちゃったんですね。

なので、そういう使われ方については、特に規定はなく、これでお願ひしますという形になるんでしょうか。

○学務課長（久保田実さん） 今回の制度につきましては、支給後の精算の報告を求めている制度

# [速報版]

となっております。ただ、それぞれの御家庭ごとに、大学の入学時に必要なものというのが異なっていると思いますので、あくまでも補助金の趣旨として、大学入学に際しての必要な経費に充てていただくということで御案内をしながら、給付を行っていきたいと考えております。

○委員（原めぐみさん） おはようございます。よろしく願いいたします。大学等の進学の応援金支給については、私も実際に子どもを持つ親として本当にお金がかかるので、実はこれ、もうちょっと幅広いものにできないかななんて思っていたりとかして。今年度からの支給になるので、今後、これがどういうふうに広がっていくのかというのは分からないんですけども、10万円って本当に泡のように消えていってしまうお金なので、大学に入学するためには本当にお金がかかるというのを非常に実感しております。

都や国のほうは少しずつ所得制限とかもなくしていくような流れもございますので、そこまでは要望はしませんけれども、支援について、もうちょっと広いものにしていただけたらいいのかなという要望があります。

あと、ホームページや「みたかの教育」などを見ることだけで周知ができるのかなという心配もちょっとあります。知らなかったというのは防ぎたいと思いますので、その辺り、もうちょっと検討の余地があるのかなというふうに、今、お伺いして思ったところですけども、いかがでしょうか。

○学務課長（久保田実さん） 大学等進学応援金制度のところの、なるべく広い範囲、広い対象者にということで、1点目、御質問いただきました。三鷹市のこの応援金の特徴といたしまして、まず、1つ目として、国の制度をはじめとするほかの奨学金制度と併用ができるという規定になっております。他自治体や、また、民間企業が行っている奨学金については、ほかとの併用不可というところも多いんですが、三鷹市は例えば国のほうの給付型の奨学金を受けながら、プラスして三鷹の10万円のお金を受け取ることができるというような形の制度となっております。

また、特徴といたしまして、学校、学務成績や試験選抜等による定員を設けておらず、所得による制限は設けておりますが、そういった成績による制限を設けないことによって、広く御利用いただけるような形をとっているのが、三鷹の特徴と考えております。

他自治体の先行事例を調べたところ、定員数15名とか、もしくは高校のときの成績が評定で平均で4.0以上というところで足切りをしてしまうケースがあったんですが、三鷹はなるべく多くの人に利用いただけるような形での制度設計としております。実際に今年度から始まった制度ですので、御利用状況を見ながら、見直し等についても引き続き検討していきたいと考えております。

2点目、周知について御質問をいただきました。先ほど、担当課長のほうからもお話がありましたが、現在は「みたかの教育」とホームページで周知をしているところでございます。この後、「広報みたか」での周知及びホームページにおきまして、トップページのお知らせ欄のところでしっかりと目立つような形での周知、さらに大学に対して三鷹がこういう制度を始めましたよという形のお知らせができないかということで、今アプローチを考えているところでございます。

特に、三鷹と包括の連携を結んでいる大学につきましては、既にもうピックアップを終わっていますので、担当者のほうに連絡をして、ぜひ学生向けの掲示板等に周知を貼っていただきたいということで、これから依頼をかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（原めぐみさん） ありがとうございます。あともう一点、大学のことでお伺いしたいんです

# [速報版]

けれども、3番の(4)のアに当たるところなんですけれども、こちらは3浪はできないということなんですかね。

○学務担当課長（植竹佑樹さん） そのとおりでございます。

○委員（原めぐみさん） 分かりました。ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、本当に大学進学にはすごくお金がかかりますので、働きながら勉強しているというお子さんもいらっしゃるかと思います。そういったところも含めて、今後も検討していただけたらと思います。

図書館のほうをちょっとお伺いします。学校図書館のほうなんですけれども、こちら、モデル校の地域開放が、年末年始、学校行事等の日を除く毎週土曜日というふうになっていますけれども、これまでの現状の地域開放が長期休暇中を除く土曜日になっていました。長期休暇中、夏休みの土曜日も開放するというようなことでよろしかったでしょうか。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 今回の拡充につきましては、夏休みの長期休業中の土曜日も開放をする予定でございます。

○委員（原めぐみさん） 例えば、長期休暇中は土曜日以外もというようなことには考えられなかったのでしょうか。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 今回は、土曜日の地域開放についてが図書館のほうの所管になっておりますので、土曜日の地域開放についてのみ拡充することでございます。夏休みの長期休業中の平日については、こちらのほうでは検討はしておりません。

○委員（原めぐみさん） 対象が市民というふうになっていますけれども、こちらは身分証明書などの提示をするのか、カードなどの作成があるのかということをお伺いしたい。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 利用につきましては、通常の学校の開放と同じように、受付のところでお名前と利用目的というか、入られた時間と、退館した時間を記載していただくというような形になります。図書館を利用される方については、このような入館証といったバッジをつけていただいて、利用していただく予定でございます。

○委員（原めぐみさん） そうでしたら、身分証明書などは。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 身分証明書の提示などは特に求めてはいないです。

○委員（原めぐみさん） 貸出しとかもこの中にあるようなんですけれども、そういった場合でも、身分証明書は必要なのでしょうか。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 7月以降の市立図書館の貸出しにつきましては、現在、運用について細かく詰めているところなんですけれども、今のところ、三鷹市立図書館の利用カードをお持ちの方を対象とする予定でございます。というのは、図書資料をお渡しするときに、個人を特定しないといけませんので、特定する手段として、市立図書館の登録をされている方、その登録の番号、IDで管理をしようと考えているところです。今現在検討中です。

○委員（原めぐみさん） 検討中のところ申し訳ないんですけど、カードは市民以外でも作れますよね。ということは、市民以外も借りる可能性があるかなと思ってお伺いしたところです。また検討してください。

あともう一点なんですけれども、学習スペースとしての活用ができるというのは非常にありがたいことかなというふうに、私は思っています。学校施設って、学校の中で子どもたちがタブレットなどを使っているときに、Wi-Fiとかもあるというふうに伺っているんですけど、こちら、Wi-Fi

# [速報版]

は市民も使うことができるのか、できないのか、お伺いします。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      W i - F i については確認をさせていただきましたが、市内の市立小・中学校に通われている方、在校生の方のタブレットについては、図書館内でも利用が可能というふうに確認しております。ただ、一般の市民の方がパソコンを持参してつなぐことはできないというふうに聞いております。

○委員（原めぐみさん）      それはなぜなのかは分かりますでしょうか。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      図書館のW i - F i については、学校のほうでの設備になっておりますので、一般の市民の方が利用する想定での対応にはなっていないのかなと思いますが、すみません、詳しくはないので。

○教育委員会事務局教育部長（高松真也さん）      学校内のW i - F i 環境につきましては、今、児童・生徒の教育活動のための環境という形になっているところでございます。今回、こうした形で広く市民の方に学習スペースとしても活用いただくという取組を、まず試行してみようという形でございますので、実施をする中で、確かに御意見がありましたW i - F i を使いたいというような御要望もあるかなと思います。今後、また検討していくべき課題かなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○委員（原めぐみさん）      ありがとうございます。やはり、W i - F i があるかないとでは、便利さが非常に違ってきますので、子どもたちもW i - F i があるところで勉強しようとしているような感じが、最近は見えます。特に、それこそ先ほど言ったような高校生とかの大きい子たちは、W i - F i があるカフェにわざわざ行ったりとかして、勉強していたりとかするのも見かけられますので、できればそういう環境が整うような場所であれば、この地域開放を拡充する意味もあるのかなというふうに思いますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（石井れいこさん）      ありがとうございます。そもそも図書館の、この利用したいという声はどのくらいあったのか伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      特に、学校図書館の利用というわけではなく、学習スペースが不足しているといった声が多くございました。今の市立図書館の中ではスペース的にも限界がありますので、そういったところでは、学校の図書館の有効活用というところで、今回の拡充に至ったというふうになります。

○委員（石井れいこさん）      じゃあ、学習スペースの不足の声があったというのは、どのくらい声があって、その声のある地域に、今回、モデル校として設置したのかというのを伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      学習スペースの不足というのは、今、すみません、数値的にはどれくらいあったかというのは手元に資料はございませんが、毎年行っています図書館の利用者アンケートなどでも、お声としては継続的に上がっていたというふうに認識しております。

今回、モデルの学校の選択なんですけれども、学校の図書館、土曜日とはいえ使うといったところでは、そこに市民の方、一般の方が入るので、そこまでの動線ですとか、あとは、現在の学校図書館の地域開放での利用状況や、あとは学校の中に入ってから図書館に行くまで、学校ですと個人情報などの掲示物とかもございまして、そういったところに触れないような環境の学校を、今回、小学校と、中学

# [速報版]

校と、1か所ずつ選択をさせていただきました。

あと、市立図書館が近くにないというような形でも検討をし、この2校を選択させていただいたところ です。

○委員（石井れいこさん）      かしこまりました。あと、年末年始、学校行事等の日を除くというふう に書いてあるんですけれども、学校行事が事前に分からないと、家を出て着いちゃった、やられていな いということになると思うんですけれども、これ事前に、どうやって利用者が、今日、学校行事がある から行けないなというのが分かるのかというのを伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      広報等で周知を行っていきたいと考えております。土曜日の学 校行事につきましては、各学校さんで、おおむね年間の予定が出ておりますので、できるだけ広報のほ うで周知をしていきたいと考えています。

また、分かり次第、現場である図書館のほうにも掲示をして、利用の方には周知をしていく予定です。

○委員（石井れいこさん）      広報の周知の仕方というのは、年間というか、月間スケジュールのよう な形で出ているのかなという点と、あと、図書館側で、今月はこの日がやっているよ、やっていないよ というのを貼ってあるのもあれだけど、配布もするのかなというの伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      広報につきましては、今のところ、ホームページ等を考えてい るんですけれども、周知の仕方というか内容、表にするのか、こういった周知にするのかという細かい ところについては、今調整中でございます。

○委員（石井れいこさん）      ありがとうございます。また、こういうのが分からないと、市民の人た ち、困っちゃうと思うので、ここを見れば大丈夫ですよというのがちゃんと分かるようにしておいてい ただけると、ありがたいと思いました。

あと、学校の鍵を開けることは、これ、シルバーさんになるんでしょうか。全部、シルバーさんたち に開けてもらったり、閉めてもらったり、管理もしてもらうのかどうか、伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      学校につきましては、学校の開放について既にシルバー人材セ ンターの管理受付の方が入っております。そして、また、それとは別に、図書館の管理受付として今回、 シルバー人材センターの方に入っていただきます。シルバー人材センターさん同士ですので、その鍵 のやり取り、どちらが朝開けて、帰りには閉めていくなんていうのは、しっかりと連携をして管理をし ていく予定でございます。

また、学校によってその辺の運用が違っておりますので、細かく今、それぞれで調整をしているところ でございます。

○委員（石井れいこさん）      かしこまりました。じゃあ、司書さんはお休みしていて、図書の何か質 問されたりとか、そういうことに関しては、全部シルバーさんが対応すると。貸出しとかも、何か御質 問があったりしても、全部シルバーさんが受けるという認識で合っているのか。まず、それから聞きま す。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      今年度につきましては、モデル実施となりますので、基本的 にシルバー人材センターの方に聞いていただくようになりますが、モデル実施ですので、午前中の年間 35日程度は、学校の司書さんがいる日もございますので、そこについては、連携をして対応していく ことを考えております。

ただ、将来的には、シルバー人材センターさんになっていきますので、そのところは今後どういっ

# [速報版]

た御質問とか相談があるのかなというのも含めて、モデル実施の中で検討をしていく予定でございます。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。ちなみにですけど、分かればですけど、シルバーさんの報酬というのって、ここで分からないのかな。分かったら教えてください。あと、委託の費用というのを教えていただければと思います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 委託の費用につきましては、施政方針等にも掲載をしました、年間で100万円余りを予定しております。委託それぞれのシルバーの個人個人に入るものにつきましては、シルバー人材センターさんのほうでの管理になりますので、ごめんなさい、分かりかねます。

○委員（石井れいこさん） かしこまりました。図書の閲覧ができるということなんですけれども、小学生・中学生以外にも利用ができるとなると、ここで閲覧する本の幅というのも広げるのか、広げないのか、大人向けの本も置かれるのかというの伺えればと思います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 今のところ、学校図書館の中にあるものの閲覧で対応というふうに考えております。今後、利用者の客層と言ったら変ですけれども、年齢層などによって、市立図書館のほうから団体貸出しといった形で置くのかということも含めて、検証というか、検討していきたいと考えております。

○委員（石井れいこさん） あと、トイレの利用なんですけれども、大人の職員が利用するトイレを利用する形になるのか、それとも子どもたちが利用するところを利用してもらうのか。あとは、じゃあ、図書を利用しているのが小学生・中学生だったら、子どものトイレを使うのか、それとも、大人が来た場合は、大人のほうに行くのか。その誘導とか、動線とか、こっちは使わないでくださいとかいうのはどうなっているのか、伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） すみません、細かくなってしまうんですけれども。例えばモデルの第四中学校につきましては、トイレにつきましては体育館のトイレを利用させていただくようになります。というのは、やはり個人情報などの掲示がない、あとは校内に入らないといったところで、体育館のトイレを利用するような形になります。

東台小学校につきましては、図書館の向かいのところに通常のトイレがございます。ただ、おっしゃるとおり児童・生徒用なので、私も使いましたけれども、若干便座が低かったりするので、大人の方が今後、高齢者の方などが利用された場合には、使いづらいかなあなんていうところもございます。そうしたときには、すぐ隣に多目的トイレがございますので、多目的トイレのほうの御案内をするようにしております。

また、多目的トイレのほうには、おむつ替えシートなどもございましたので、御要望があったときには、そちらも使えるかと思っております。

○委員（石井れいこさん） おむつ替えもあるんですね。分かりました。そういう子ども用だから、大人が利用しにくいトイレという面もあるんですけれども、気になるのは、セキュリティーの面で、トイレで何か事故があったり、犯罪があったらどうしようというのがあったので。そういうところに目がないじゃないですか、学校に防犯カメラとかも多分ないと思うので、そこにまでシルバーさんも配置しているとは思えないので、あまり多くの人たちの目がないというところがあると思うので、危険があるのかなと思ったので、伺いました。

なので、そこら辺も、人の目が届かない状況というのもあると思うので。その図書館には、子どもたちだけで来ることもできるんですね。だから、そういう危険も考えながら検討いただければと思います。

# [速報版]

す。

しゃべれる図書館と、しゃべれない図書館というのがあると思います。最近、全国的にいろいろな、しゃべれるスペースのある図書館とか、学習スペースがあったりとかいうところもあると思うんですけども、そういったルールというのは設けるんでしょうか。しゃべっちゃいけないとか、あるんでしょうか。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 厳密に、絶対声を出してはいけないというようなルールではないです。ただ、複数の方が利用されますので、中には静かに読書を楽しむ方もいらっしゃいます。ほかの方の迷惑にならない範囲での小声での会話などは許容範囲というふうに認識しております。

というのは、今回の学校図書館の地域開放の拡充、居場所といった位置づけもございますので、静かにしなくてはいけないとあまり厳密にするつもりはございません。また、東台小学校、小学校のほうにつきましては、未就学児の方の利用なども想定しておりますので、そうすると、靴を脱いで上がる読み聞かせのスペースがございます。読み聞かせのところではどうしても声を発しますから、その程度の声でしたら、許容範囲かなと思っております。

ただ、ほかの方に迷惑になるような、声が大きかったり、あとは学習のところで、最近ですとパソコンのキータッチが大きかったりして、御意見をいただくこともありますので、そういったときには、ほかの方の御迷惑にならないようにということで、お声をかけさせていただくような対応をする予定でございます。

○委員（石井れいこさん） なるほど、じゃあ、シルバーさんがあまりにもうるさい場合は、お声かけをするということですね。多分、何も張り出されていなくて、ルールも分からず入って、急に注意されると、多分、嫌な気持ちになってしまう方もいらっしゃるのかなと思うので、ある程度貼り紙で、こういうルールになっていますよと。ここの撮影をしちゃいけない、パソコンを出しちゃいけないとかあるように、ある程度書いておいたほうが、ああ、そうなんですねというところから入れるし、注意をしても、あそこに書いてあるとおりにいうふうに言えるのかなと。あまり機嫌を損ねないような形で、注意ができるようにしてもらいたいなと思いました。

あとは、飲食なんですけれども、とある図書館だと飲食もオーケーなところもあったりしますが、そういったところは大丈夫なのか。駄目な場合、また貼り紙があったりとかするのかなというのも、伺えればと思います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） まず、飲食につきましては、学校図書館の通常のルールの中で飲食は駄目というふうになっておりますので、そのルールにのっとって、今回の地域開放の拡充につきましても、飲食はできませんというような形になります。ただ、昨今、水分補給などがございますので、水分補給につきましては、図書館の外に出ていただいて、水分補給をしていただくというような形になります。

また、図書館の利用のルールにつきましては、おっしゃるように明示が必要になりますので、図書館に入ってカウンターのところ、こういった形でA3のボードで利用のルール、図書館の中でできることなどを表示をしているところでございます。なので、初めて利用される方には入館証を玄関のところでお渡しする、または図書館の中に入ってお渡しすると同時に、図書館内のルールはこういうふうな形になっておりますというような御説明をする予定でございます。

○委員（石井れいこさん） かしこまりました。ペットボトルを飲むのも、一回一回廊下に出なきゃ

# [速報版]

いけないということなんですか。かしこまりました。それは、ちょっとどうなのでしょうね。あまりきつきつにすると、利用もしづらくなってくるのかなと思うので。そのたびに注意されるのも気分が悪くなると思うので、何かほかに考えるとか。

あとはスペースを分けるとか。ここは飲食オーケースペースだよとか、ここは飲食駄目だよとか、学習スペースはこっちとか、そういうふうにパーティションで分けるとか、そういうこともして、なるべくみんなが考えず、ストレスがなく利用できるような形も御検討いただければと思います。

以上です。

○委員（池田有也さん） 最初に、大学進学応援金の支給について伺います。想定人数100件ということで、想定よりも多く来られた場合に、不足が生じた場合についてなどは、予備費流用とか、そういった対応をとるのかどうか、確認させてください。

○学務課長（久保田実さん） 想定人数として、今、予算編成時に100人を想定しているところでございます。今後の経緯を見ながら、もし不足が生じた時点で、その時点での判断として、例えば補正等も含めた形の御判断をしていくことになろうかと考えております。

○委員（池田有也さん） ぜひ、不足があったときにはそのようにしていただければと思います。先ほど、原委員のほうからもありましたけど、大学進学となると、いろいろお金も入り用ですし。私も、大学のときの第一種奨学金、無利息のやつですけれども、あれ、最近ようやく完済が終わりまして、結構お金がかかりますから、ぜひ受ける方は全員支給されるように対応して行ってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、学校図書館の地域開放についてでございます。セキュリティの部分についての懸念というのは、先ほど来、質疑があります。また一方で、学習スペースのニーズが高いというのは、私もスポーツと文化財団の評議員会に出ておりますと、元気創造プラザで学習される方が最近多いということで、すごくニーズが高いというのは把握をしております。そのためのスペースの確保ということで、非常に意義がある取組だというふうに思っております。

ただ一方で、どうしてもセキュリティの部分で、市民とはなっているんですが、どちらかという身分証の確認ぐらいはしたほうがいいのかというふうにも思っております。子どもたちがふだん生活する場でもありますし、また、1つ確認したいのが、この土曜日の開放の時間については、在学の、この学校に通っていらっしゃる児童・生徒等も、活用して出入りしたりするののかも確認させていただきたいと思います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） そうですね、セキュリティの面から身分証明書の確認等につきましては、今回のモデル事業の中でまた改めて検討をしていきたいと思っております。

あと、在校生の利用については、十分利用していただいて大丈夫になります。

○委員（池田有也さん） ぜひ身分証のほうは検討して行ってほしいなというふうにも思っております。また、子どもたち、児童・生徒が出入りするところで、知らない市民の大人がいたりするということ、少し緊張する子どももいるのかなというふうにも思うところであります。多分、学習スペースとしての活用が多くなっていくのかなと思いますので、状況によっては、ほかの学校で広げるに当たって、まず学習スペースとして活用される高校生までに限るとか、少しずつ広げていくという慎重な対応をとっていったほうがいいのかと、私としては少し思うところであります。

いずれにしても、まだ実証段階でありますので、セキュリティの部分で、もし問題があれば、

# [速報版]

速やかにルールを改善していく等、慎重な対応を図っていただきたいと思いますので、その方向でぜひ慎重に進めていってほしいなど、これは要望いたしまして、私としてはこれで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員（岩見大三さん） よろしく願います。大学等進学応援金の件で、私も以前より、もともとは大学の国の奨学金制度の在り方というようなことで、今少し改善されたと思うんですけど、かつては9割以上が貸与型ということで、若い皆さんが何百万も借金して、社会にデビューしなきゃいけないということが広くは社会問題化して、結局、そうなる、それが足かせになって結婚もできなかったりというようなことがあったと思うんです。

自治体としては、それを全部カバーするようなことは財源的には難しいので、形だけでもこういう制度を、つまり若者支援の1つの在り方として必要だということも申し上げてきて、今回、こういうふうになら上がったというようなことは、歓迎すべきことだと思っております。

その上で、今回、この間も一般質問等でも聞いたんですけど、制度設計の在り方として、例えばこの10万円という金額について、かなり幅広くということもあるんでしょうけど、この制度を立ち上げた1つの問題意識であるとか、金額の算出根拠であるということについても、改めて伺いたければと思います。

○学務課長（久保田実さん） 今回、大学等進学応援金を立ち上げた趣旨、また経緯でございますが、勉学に強い意欲を持ちながら、経済的な理由によって大学等への進学が難しい方、これを市として応援をしたいという思いがございました。その中で、一定の所得の要件を満たした上で、さらに4月1日時点で、従前より三鷹市にお住まいになっている方の世帯の大学進学者の方を対象として、1人、1回、10万円。金額について、確かにほかの自治体、先行事例を調べたところ、さらに多額の金額を設けている自治体もございました。ただ、併せて定員として何名という形で縛りをかけている自治体がほとんどでした。

逆に、三鷹は、定員を設けて多額の金額を渡すよりは、条件を比較的緩くして、広くというところから、今回は10万円という形での、まず制度のスタートとさせていただいたところでございます。今申し上げたような趣旨につきましても、広く市民の方に周知をしながら、制度を活用していただけるよう、ぜひ御案内、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（岩見大三さん） ぜひよろしくお願いしたいと思います。それは、縛りをかけるより広くということのほうが、趣旨としてはすごくいいと思うんですよね。確かに困窮世帯が増えているというところが背景にあると思いますので。だからといって、それに縛りかけるということよりも、できるだけ多くの方に三鷹市の趣旨を御理解いただいた上で、若者支援の一環として、今後とも金額については、多いにこしたことはないんですけど、なるべく様々な制度のいろいろ研究していただいて、拡充をしていただくような方向性でお考えいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員（中泉きよしさん） よろしく願います。まず、資料1の大学進学応援金、私もこれはいいことだと思うので、ぜひと思いますが、これ、もう一回確認です。この書面だけだと分かりづらいところがあるので、再確認も含めて。まず、今までの質疑、やり取りを伺っていますと、これは定員なしで、予算段階では100件を想定しているということで、予算は1,000万円の計上ということでよかったんだったっけ。

# [速報版]

それとも、そのほかにいろいろ経費がかかるから、予算上は1,200万円上がってるんだとか、もしくは100人想定しているけれども、予算段階では800万円で、それを過ぎたら補正でなのかということ。すみません、それは私、確認してくればよかったのかもしれませんが、これは100人想定、1,000万円の予算計上ということでしょうか。

○学務担当課長（植竹佑樹さん） 委員のおっしゃるように、1,000万円プラス、賞品ですとか、諸費用について若干計上させていただいておりますが、1,000万円余の計上という形をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（中泉きよしさん） ありがとうございます。あと、支給要件ですが、これは生計維持者、父母等が三鷹市に6か月云々とあります。だから、これは子どもは別に三鷹市内に住んでいなくてもいいということですね。地方の大学に入ったら、地方に行っているということで、子どもは別に市内云々は関係ないと。

○学務担当課長（植竹佑樹さん） 委員のおっしゃるとおり、生計維持者が三鷹に6か月以上住んでおるということになりますので、地方の大学に行っていらっしゃるお子さんがいらしゃっても、対象という形をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（中泉きよしさん） ありがとうございます。それと、3の(4)、次のいずれかに該当していること云々とありますが、これもさっき2浪までですよねということがあったんですが、この書きぶり難しいので。

アが、高等学校等を卒業した日の。だから、令和8年4月1日付に権利を持っていた人の、例えば一番古い高校の卒業というのはいつのタイミングなんだということで、具体的に伺うと、今年度、申請できる人で一番古い高校の卒業というのは、いつのタイミングをいいますかね。高校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学するまでの期間が2年返ると。1年進ませておいて、2年戻るといのが、具体的に聞くと、令和8年度の対象になる子どもの高校の卒業年度、一番古いので何年になりますか。

○学務担当課長（植竹佑樹さん） 令和5年でございます。

○委員（中泉きよしさん） だって大学する日まで。入学というのは4月ですよ。別に大学の合格した日ではなくて、入学する日ですから、それは4月以降の話になると思うので。私も、これ、卒業した翌年度の末日だから、今でいうと令和9年3月になるよね。今年度、令和8年度というのは、暦年でいうと令和9年3月末になると。そこから2年を経過していないというと、1年前の7月の末、その前の令和8年の3月末、令和7年の3月末。令和7年の3月末ということは、令和6年度ですよ。

そうすると、いや、今御説明いただいた担当の方の。年度でいうと、令和6年度で、暦年でいうと、令和7年3月に卒業した人間ですよということなのか、それとも、今のように令和5年度でいうと、令和6年3月に卒業した人ですよとなるのか、これだと難しいなと思ったので、それを具体的に伺いたかったので。

○学務課長（久保田実さん） まず、今回、令和8年4月に入学された方が、一体いつ卒業した方なんだというところの部分ですが、令和6年3月31日で、年度でいうと令和5年度になります。そこから1年経過した。翌年度末から2年間ということなので、その翌年度末というのが令和7年3月31日。

# [速報版]

そこから2年ですので、そうすると、令和9年3月31日。

ただ、令和9年に大学を合格した場合って、4月1日入学ですので、入学年次は令和10年の入学になります。

○委員（中泉きよしさん） 違うよ、令和9年4月1日というのは令和9年度だよ。

○教育委員会事務局教育部長（高松真也さん） 少し分かりにくい表現をさせていただいているところで、申し訳ございません。この規定につきましては、日本学生支援機構、文科省の奨学金制度、また、他自治体の奨学金制度、同様の形で考えているところでございます。国や他自治体の奨学金制度では、こうした同様の規定を設けておりまして、基本的にはいわゆる浪人だと、2浪までというような形になっているんです。

趣旨としましては、大学等へ進学する若者への支援を主目的としているというようなところがあるのかなと。限られた財源の中で、経済的な事情など、支援の必要性が高い層に支援をしっかりとしていくという趣旨かなというふうに考えているところでございます。表現としては、国等と同様の表現にしているんですけど、意味するところは、いわゆる2浪までという形になりますので、今回、対象になってくる一番古い方といいますと、令和5年度末に御卒業されて、いわゆる現役合格ですと、令和6年度だと思えます。1浪だと、令和7年度。今回、令和8年度に大学等に入学された方が対象になっておりますので、令和5年度末に高校等を卒業された方というのが、今回、要件としている一番年数が経過した方という形になるというふうに捉えているところでございます。

○委員（中泉きよしさん） 僕は別に表現が悪いと言っているわけではなくて、この表現だと、今、ここにいるみんなの頭の中が同じ日を指しているのかなあということを伺いたかった。伺った途端、ここで違うやり取りが発生しているので、そうだよ、そうじゃあよねということ。国だとか、学生支援機構もこの表現を使ってるんだということであれば、別にこれに対してあれなんです。この表現で話しているここにいる人たちは、同じ日付を想像していますよねということをまず言いたかった。

ということは、令和5年度卒業した高校生が、今年度申請できるには一番古い方という認識でよろしいんですね。分かりました。じゃあ、そういう認識でいきます。この件はそれで。

その次に、4のスケジュールのところで、間もなく第一次申請なのか、当初申請の締切りになりますねと。現在18件ということで、これ100件を想定している中では、随分少ないなという印象です。それはきっと、別にこの支援制度というのにニーズがないということではなくて、先ほど来あるように、これってすごく必要だし、いいことだよということ、みんな一致していると思います。

それにもかかわらず、市側当局が予算化する段階で、100件、1,000万円余の予算化したにもかかわらず、18件というのは少ないと思う。これ、必要な方に情報が届いていないんじゃないかなということを懸念します。いいことだけに、きちんと届ける工夫というのはしていただきたいんですが、そのときに市の広報に載せているんだからと、欲しい側が、必要としている側が探すんだよということではなくて、きちんと市の側では、生計維持者の三鷹市就学援助基準額以下であることというのは、何らかのほかの支援策でもある程度把握しているでしょうから、そういうところには積極的に情報を届けるんだとか、何かそういうことはしていただきたいなと思います。

今、市側の認識としては、100件の想定に対して、現状で18件というのは、いや、そんなことないよと、中泉が言うほど別に少なくないよと、このぐらいいいもんだけという認識なのかどうか。この18件に対する認識というのをどのようにお持ちなのか、伺えますか。

# [速報版]

○学務課長（久保田実さん） 本日時点で、4月1日から募集、実際には4月16日からＬｏＧｏフォームを使っての申請ができるような形で開始をして、本日時点で18件の御申請をいただいております。件数について、すみません、年間で100件の予定はしていましたが、当初、何件という形での想定はしていなかったもので、多い、少ないの判断としての基準は持ち合わせていないところですが、私個人としては、もっともっと活用していただきたいと思っている中では、やはり少ないなというふうに、個人的な感想では思っております。

今、委員のほうからも御指摘がありましたとおり、必要な方にしっかりと情報が届けられるような形で情報発信をしていきたいと考えているところです。ただ、同時に、私どものほうで把握をしているのが、小学校・中学校については児童・生徒全て把握をしているんですが、高校に進学された方の進学先や在籍校についての情報を、教育委員会としては持っていないところの中で、どうしても全市民向けの広報を使って周知をするという情報が中心となっております。

その中で、今後進めていく周知といたしまして、既に大学に入学されている方に対して、年間を通じての御申請が可能ですので、大学を中心に学生向けの広報という形で御協力をいただけないかという形で進めていきたいと考えているのが一つ。

あと、また、今、委員のほうで、現在、就学援助を受けていらっしゃる世帯、これが、今は小学校・中学校にお子さんがある世帯の方で、就学援助を受けている世帯の方というのは把握をしているので、その方が高校年次の方が家族構成員としているかどうか分からないですが、ひょっとしたら一律のお知らせになってしまうのかもしれませんが、そういった大学進学についての新しい援助制度ができたという形でお知らせができるようであれば、それについても検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（中泉きよしさん） よろしくお願ひします。今年度、その対象の子どもがいなくても、将来的に自分のところの子どもが育っていく中で、こういう援助があるのかなと。それまで、この市の援助施策が残っているかどうかはまた別ですが、市の側がこういう配慮もしているんだなということがあれば、一つの希望といいますか、そういう支援策があるという意味での展望も開けるといいますので、それは今すぐ、今年対象じゃない世帯に対してもアピールするというのはいいいことかと思ひますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、次、資料2の学校図書館の地域開放に行きます。冒頭のリード文、2行読みますと、やっぱり、これは小学生から高校生のための学習スペースとして云々ということで、先ほども生涯学習センターがそういうふうに使われているということで。私も、学習スペースとして使うのは賛成なんですけど、もう一方で、市民が身近な地域で本に親しむ読書環境に向け云々というのは、これは、もう少し、本来の学校図書館の意味とか、学校の施設だとか、そういうものをもう一度しっかりと考え直したほうがいいと思ひますね。

反対なんですけど、だから、すぐ反対とまではここではしっかりと表明はしませんが、考えてほしいという留保はつけておきます。先ほど、例えばW i - F iはないのかというところで、お答えが、W i - F iは子どもたちの学習環境として設けているということがあったので、ほかには現状は考えていないというような趣旨の答弁もあったかと思ひます。まさにそうなんです。それは、学校図書館も、学校施設そのものが子どもたちの学習環境なんです。よ。

それを市民に開放して、こっちは、施設はハードとしては開放するけれども、W i - F iは今急に言

# [速報版]

われたけれども、それは子どもの学習環境ということで答弁しておこうという、そこにはそこが出るなということがあります。ですから、それはW i - F i も、学校図書館も、学校の施設全てが子どもたちの学習環境のためにあるんだということは、第一義的に忘れないでいただきたいと思います。

ただ、もう一方で、W i - F i を開放しなよと。これも別に私、短絡的に言っているわけじゃなくて、そこでずっとゲームをやられていても困りますので、それはそれでまた別の考えが必要なのかなと思いますが。先ほど来の答弁だとか、このリード文、2行を読んだ限りの懸念としてお伝えしておきます。

それと、開放時間は夕方までに長くなっていますが、朝は30分遅くするということで、9時だったものを9時半にするということで、朝の30分というのはあまりニーズがないということなんでしょうか。それとも、今までは司書さんがやっていたけど、シルバー人材センターへ委託するについて、やはり朝の9時というのは難しいよねという、業務上のことなのか、それともニーズのもの、需要の問題なのかというのを少しお伺いでできればと思います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      こちら、9時半から5時にしましたのは、市立の図書館の開館時間と合わせたものでございます。今後、市立図書館の図書の貸出しなどが始まったときには、連絡なども必要になるかと思いますが、市立図書館の開館時間と合わせた9時半から5時というふうにさせていただきます。

○委員（中泉きよしさん）      学習スペースとして考えるなら、市立図書館と合わせる必要はないのかなと思いますが、そういう意味では、理由はそれとして分かりました。適切なかどうかは別ですということ。

それと、この対象の市民というのは、三鷹市民と定義するのは、別に市内に住所があるわけじゃなくて、市内の学校に登校していたり、勤務先でいたり、あとは市内で活動する人たちなんだという定義がありますけど、これはそういう意味なんですか。住民ということではなくて、市民ということで。だとすると、やはり先ほど来の身分確認だとかいうのは慎重にしないと、市内に通勤していたり、活動している人なのかどうかすらも分からないということになる。

それは、子どもがメインであるべき学校施設の中に、うろうろとは言いませんが、入ってくる人物としてそれが適切なのか。あまりにも門戸を広げ過ぎ、もしくは無防備ではないかという懸念はありますが、これは住民ではなくて、市民なんだと。でも、市民であるかどうか、確認というのは、特段本を借りるとき以外はしないんだという認識なのか、それは懸念があるということで質問します。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん）      おっしゃるとおり、市民ですと、在勤・在学の方も含まれてしまいます。今のところ、広く利用していただきたいということで、特に身分証明書等の提示は求めてはいないんですけれども、今回、モデル事業でもございますし、セキュリティのところは各方面から慎重にといった御意見もいただいていますので、今後、早急に身分証明書と入り口のところでのチェックというか、提示については検討をさせていただきます。

○委員（中泉きよしさん）      モデル事業だからやっている中でというよりは、大体今言ったようなことは、ほかの委員からも出ていましたので、モデル事業を始める前に理解できていることだと思いますので、ぜひそこは、今からでもって、もう先週から始まっちゃっているんですね。先週からとか、あさってから始まるようなところもあるようですから、そこは早急に対応したほうがいいかと思います。

それは、市の施設ですから、市民、もちろん、三鷹市で働いていたり、活動されている人たちを市民としてくくるならいいんですが、その市民であるかどうかすらも確認しないということが適切なのか。

# [速報版]

しかも、それは何か意図を持って悪さをしてやろうという人間にとっては、そういう情報、あそこは身分を確認しないで学校に入れるらしい、子どもたちのそばに行けるらしいという情報を得た人間は、わざわざ遠くからでも来ることはあるかもしれません。

そうした意図してやってくる。全員が善人であるという前提に立つのか、子どもたちの施設を使ってもら、市の三鷹市立学校の施設を使ってもらんだということを前提にすれば、そのぐらいの確認というのはあってしかるべきかなということをお伝えしておきます。

次に、移動図書館の件です。これは全体の運営については特段ないのですが、この3の時間の変更等のところで、この表の作り方なんですけど、巡回時間とあって、午後のところが14時45分とか、16時とか、13時云々とありますが、これ24時間制で書くときには、別に午前・午後というのは通常書きませんよね。9時半というのが、朝の9時半なの、夜の9時半なのって分からないから、午前、午後を書く。それ、面倒くさいよねということがあるから、9時半と21時半ということで書くので。午後14時45分と書くと、頭痛が痛いみたいな話になりますので、文章の書き方としてどうなのかなあということ。

それというのは、例えば前の資料2を見れば、開放時間のところで、午前9時半から午後5時、こっちはちゃんとしているんですよ。次の資料3はなっていない。例えば資料1、2、3が、資料1は佐藤さんが書いて、資料2は田中さんが書いて、資料3は鈴木さんが書いているから、こういうことになるんだじゃなくて、これ最後として、行政資料目録、教育委員会として、資料1、2、3と通し番号をつけてとじるんだから、そのとじるときに誰が見るのか、部長が見るのか、課長が見るのか、私は知りませんが、教育委員会として、教育部として出してくるときに、この不ぞろいというのがどうなのかなあというのは気になりました。うざいと思われるかもしれませんが、気になりましたということはお伝えしておきます。

以上です。

○委員（前田まいさん） よろしくお願ひします。まず大学進学応援金についてお伺ひします。一定御議論もあつたのですけれども、その中で感じたことで幾つか質問します。これ、申請者は誰になるのかということを確認したいと思ひます。言わば父母になるのか、あるいは若者本人、一人でも単独で生計を維持しているような場合には、本人の申請も可能なのか、確認します。

○学務担当課長（植竹佑樹さん） こちらについては、学生本人が申請いただくような形で考えております。ただし、生計維持者が三鷹市に在住していることという形になりますので、そちらについては、基本的には生計維持者の考えは、父母等が生計維持者という形になりますので、その旨だけお伝えさせていただきます。

生計維持者は父母になりますので、学生が一人で生計を維持しているという場合については、基本的には想定はしていないところでございます。

○学務課長（久保田実さん） 今の御答弁に補足をさせていただきます。まず、申請者につきましては、大学に進学された方、御本人という形で、今申請を受け付けるものとしております。その中で、例えば本当に御両親が亡くなられて、御自分が一人で生計を維持しながら大学にも通っていらっしゃるような方、この方については、当然のように、その方自身が生計維持者という形で考えているところでございます。

以上です。

○委員（前田まいさん） 分かりました。じゃあ、全般学生本人が申請するということなので、そう

# [速報版]

すると、支給要件の(3)の確認については、市側で所得とかの税のあれとかを確認してやられるということ、学生本人が申請時にそこまでの所得金額等を記入するようなことは必要になっているのかどうか。お願いします。

○学務担当課長（植竹佑樹さん）      こちらについては、御本人の承諾を得た上で、税帳票を確認させていただいておりますので、基本的には、申請の段階では事細かに書いていただく前提ではございませんが、疑義があった場合については、御本人に確認ということはさせていただき予定でございます。

○委員（前田まいさん）      分かりました。そういう意味では、要件審査に一定期間がかかるということも理解しました。

それで、2浪までというところも分かりました。私も、件数が少ないかなというところでは、周知が課題だというふうに思っています。教育委員会のほうでは、高校生以上の実態というかがなかなか把握し切れないというのも、そうだと思うんです。やっぱり大事な事業として、今年度、新しくこうやって始まったものなので、私も若者の支援を求めているので、ぜひ成功させてほしいというふうに思うんです。

使い切るぐらいの勢いでやってもらいたいと思うので、少なくともこの支給要件の(4)のさっきのAに当たる人がいる世帯には、何らかの案内はがきとかを送ってしまってもいいんじゃないかと思うんです。就学援助なんかは、4月の新年度にどの世帯にも案内を送られるじゃないですか。配られるじゃないですか。それが、教育委員会としては、高校生以上の年代に難しいというのは分かるんですが、そこは、子ども政策部なのか分かりませんが、他の所管とも連携をして、プッシュ型の通知をぜひやってもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○学務課長（久保田実さん）      プッシュ型の通知について、他の部署とも連携しながらということなので、他の部署を含めて検討させていただきたいと考えております。

○委員（前田まいさん）      ぜひお願いしたいんです。先ほど、小・中の就学援助世帯に送ることも検討されているということでしたけど、それだと対象が限定されてしまって、そこは想定してなくて、これが対象になる人もたくさんいらっしゃるというふうに思うので、ぜひ一旦広く案内して、詳しくは御相談ください、お問合せくださいというので、だから、郵送料を考えると、一旦はがきでもいいと思うんですよ。ぜひやってもらいたい。

あと、市の公式LINEとか、ごめんなさい、今名前が分からなくて、三鷹の教育関連の特設ホームページみたいなのがありますね、何でしたっけ。子育てと教育の関連の何か別サイトみたいなものがあるじゃないですか。ないですか。そういうほうにも、三鷹市のホームページのお知らせ欄だけでなく、就学援助を調べる世帯とかにも届くように、教育のほうなのか、子育て支援のほうなのか、そっちにもぜひ情報を載せてほしいというのが質問の趣旨なんですけど、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局教育部長（高松真也さん）      御指摘のとおり、せっかく新たに始めさせていただいた制度です。ぜひ、必要としている方にしっかり情報が届くようにという取組が何より重要なというふうに考えているところでございます。担当のほうでも、様々これから工夫をさせていただきたいというようなことは御答弁で申し上げております。

その中にもありましたとおり、市のホームページにも、トップページにきちんとお知らせが載るような形の調整を広報メディア課とも進めたいと思います。広報メディア課という意味では、多分メディアに取り上げられるということは、結構広く皆さんがお知りになれる手段かなとも思いますので、例えば

# [速報版]

プレスリリースのような手法も含めて、担当の広報メディア課とも調整を進めたいなど、私としては思っているところがございます。

そうしたできる限りの施策を重ねながら、プッシュ型というお話もございました。なかなか難しい課題は幾つかあるかなとは思っておりますが、御指摘のあったLINEでの周知、また様々な関係のメディアにどういうふうに取り上げていただくか、関係のホームページにどういう形でリンクを張っていただけかみたいなことも含めて、多層的に取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員（前田まいさん） よろしく申し上げます。学校図書館について伺います。一定、質疑もありまして、私も池田委員同様、質問しようと思ったんですが、一旦18歳までに限って未就学児の保護者までとかっていうふうに対象を限定して、学習スペースの確保ということを目的に、まずやったほうがいいのではないかとというふうにも思いました。

それで、やっぱりセキュリティーの面でも大変心配です。まず1点、一応動線とか、利用状況、あと学校での掲示物と、個人情報に触れないでできる場所を、学校に限って今後もやれるのであれば、展開していくというお考えだということは分かったんですが、ほかの教室とか職員室等への入室というのは防げるのでしょうか。施錠がされているとかいう状況にあるのか、伺います。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 今回の四中につきましては、図書館は単独の建物になっておりますので、ほかには入らないような形になります。先ほども言いましたように、四中は体育館のトイレのみの利用というふうになります。向かい側に校舎に入る入り口があるんですけども、そちらのほうには、図書館利用者の方は立入禁止といったような札を下げさせていただいて、立入りができないような形にします。

また、東台小学校につきましても同様に、図書館とトイレのところ以外はパーティションを置きまして、立入禁止というような表示をさせていただいております。

○委員（前田まいさん） 四中は校舎と独立しているというのは分かりました。東台は校舎内にあるけれども、動線として他の教室等を通らないで——図書室っていいですね、図書室まで行けるという考えでよろしいでしょうか。そうすると、ほかの学校では正直なかなか難しいというような認識でよいのか、確認します。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） ほかの学校につきましては、私も全部が全部見たわけではございませんが、やはり校舎内を通る図書館だったりが多いかと認識しておりますので、今後、場所の拡充につきましては、各校をもう一度見まして、どこまで個人情報を排除できるのか、あるいは動線をどういった形で確保できるのかということも含めて検討していきたいと考えております。

○委員（前田まいさん） 分かりました。それで、確認ですが、土曜日、学校公開がある日というのは、学校行事等がある日というふうにみなしてよいのか。つまり、地域開放は、学校公開の日は利用できないということになるのか、今後の検討なのか、確認します。

○三鷹図書館長（立仙由紀子さん） 学校公開とか行事があるときの図書館の開放につきましても、この2つの学校さんのお考えにのっとってやる予定でございます。例えば、東台小学校さんにつきましては、学校行事等があるときには公開はしないような形ですし、第四中学校さんにつきましては、午前中、学校公開がある場合には、午後から図書館を開放するというような形で、在校生の方と、一般市民の利用の方がバッティングしないような時間設定を考えているところです。

# [速報版]

○委員（前田まいさん） 3部制の議論でもあろうかというふうにもありますが、児童・生徒の安全と、地域利用とのすみ分けというのが本当に大事になってくるというふうに思います。身分証を確認したところで、私はそれが抑止力になって、何か犯罪をもくろんでいる人の侵入を防げるかということでもないとも思うので、対象の限定をしたほうがよいのではないかと。特に、学習スペースとしての活用に限ってもよいのではないかとというふうに思いました。

それと、確認ですが、先ほど学習用タブレットを持っていれば、どの学園、学校に行っても、児童・生徒は使えるということですか。自分の学校だけじゃなくて、W i - F i 共有になっているところですか。

○教育委員会事務局教育部調整担当部長（寺田真理子さん） 市立学校の小・中学生の1人1台タブレットは、他校でも使用できると確認しております。

○委員（前田まいさん） ありがとうございます。知りませんでした。そうですね、確かに調べ物などもあることを考えると、じゃあ、そうすると児童・生徒はどこに行っても使えるということで。以前、PTAですら使わせてもらえないという声も聞いているぐらい、学校のW i - F i は限定されているというふうにも思うので、市民利用に当たっては。

だから、そういう場所の確保についてを、この学校施設内だけで何とかしようと思うのも無理があるのかなというふうには、正直思うので、子どもの居場所も含めて、市内全庁的にそういう学習スペースも含めた施設の整備等が必要なのではないかとというふうにも思いますので、そこは要望して終わります。ありがとうございます。

○委員長（大倉あき子さん） よろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

以上で教育委員会報告を終了いたします。

○委員長（大倉あき子さん） 休憩いたします。

○委員長（大倉あき子さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（大倉あき子さん） 次回の委員会の日程について、本件を議題といたします。

次回の委員会の日程については、次回定例会の会期中とし、その間、必要があれば委員長に御一任いただくことにしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

その他、何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。